

第1回江東区基本構想審議会 会 議 錄

日時：平成20年3月31日（月）14:00～15:00

場所：江東区防災センター第41会議室

【会議次第】

1. 開会
2. 区長あいさつ
3. 委員及び幹事の紹介
4. 会長の互選
5. 会長職務代理の選任
6. 質問
7. 審議会の運営について
8. 小委員会の設置について
9. 江東区基本構想（平成11年3月策定）について
10. 審議会スケジュールについて
11. 配付資料について
12. 閉会

【出席者】

＜出席委員＞（敬称略・順不同）

中沢 正夫	榎本 雄一	板津 道也	松江 恒治
佐竹 としこ	福馬 恵美子	徳永 雅博	菊池 幸江
青山 倖	苦瀬 博仁	志村 秀明	緒方 泰子
小川 哲男	武田 茂治	伊藤 貫造	香取 正守
斎藤 正人	渡辺 孝至	山本 加津子	進藤 孝
吉条 良明	曾根 恵美子	浅見 純一郎	日向 恵
石井 毅	韓 圭希	野本 孝三	長谷川 明
小室 明子	小林 敏雄		

＜出席幹事＞（敬称略・順不同）

石橋 久史	佐藤 哲章	高橋 三喜男	合田 進
宍戸 孝	平松 宏章	矢野 純二	須田 雅美
菊間 恵	鳥海 武	梅田 幸司	野村 俊夫
出口 泰治	富所 博	藤原 隆	岡部 正道

岩上 英彦
海老澤 孝史

谷口 昭生

大井 哲爾

押田 文子

【傍聴者数】 3名

【議事概要】

1. 開会

■幹事

・定刻になりましたので第1回江東区基本構想審議会を開会いたします。委員の皆様には年度末の何かとお忙しいところ、また足元の悪い中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。本日は第1回会議のため、会長が選任されますまで、事務局において進行を務めさせていただきます。申し遅れましたが、私は政策経営部長の合田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。まずはお手元の資料の確認をお願いいたします。席上に配付いたしました会議次第に、配付資料の一覧がございます。それぞれの資料の右上には資料番号を付しておりますので資料一覧とご照合いただき、ご確認をお願いいたします。資料に不足がございましたら、お申しつけください。なお、本日の資料は大変量が多くなっておりますので、委嘱状を除く資料につきましては、同じものをご自宅などへ郵送させていただきます。そのため、本日の会議終了後、資料は席に置いたままお帰りいただきたいと存じます。次回以降の会議では本日の資料をご覧いただけますよう事務局で保管し、会議の都度、お席の方へ手配をいたします。次に、委員の皆様への委嘱につきましては、大変恐縮ながら、席上に配付いたしました委嘱状を以って委嘱に代えさせていただきます。委嘱状の内容をご確認いただき、ご了解願います。また、本日は区の広報とケーブルテレビの取材が入っておりますので、よろしくお願ひいたします。それでは、開会に当たりまして山崎江東区長よりごあいさつを申し上げます。

2. 区長あいさつ

■区長

・区長の山崎孝明でございます。本日は皆様お忙しい中、江東区基本構想審議会の委員をお引き受けを賜りまして心からお礼を申し上げます。ご承知の通り基本構想は、自治体の憲法と言うべきもので、区の将来像とまちづくりの目標を定めるものであります。現在の江東区の基本構想は、平成11年の3月に制定され、この基本構想に基づく長期基本計画・総合実施計画の策定と実施を通じて、将来像の実現に向けた取り組みを行って参りました。しかしながら、皆様ご存知のように、この間、江東区を取り巻く経済・社会様々な状況は大きく変化をして参りました。他に類を見ないほどの急激な人口の増加や、南部地域を中心としたまちづくりの急速な進展、さらには豊洲新市場の移転計画など、現基本構想が想定していなかった状況の変化が生じております。また、地方自治の進展に

ともない、今まで以上に、基礎自治体として区が自らの判断と責任において自治を進展していかなければなりません。私は、こうした状況の変化を踏まえ、区長就任後、まず新しい基本構想の策定を決意した次第です。どうか審議会委員の皆様には、このような区を取り巻く様々な問題を多角的に捉え、総合的・長期的視点に立った、平成30年代初頭の江東区のあるべき姿を示す新たな基本構想の策定に、ご助力をいただきますようお願いいたします。また、本審議会に先立ち、区民の皆様からの公募によりお集まりいただきました江東未来会議を開催し、今月13日に提言書の発表会を行ったところでございます。この会は、新基本構想の策定に向け、多くの区民の皆さんから幅広くご意見をお聞きし、区民の皆さんと一緒にこれから江東区をつくりていきたいとの思いから立ち上げた会でございます。150人の公募区民が熱心に約半年の時間をかけて検討した結果が、皆様のお手元にお配りした江東未来会議提言書でございます。この提言書の思いや趣旨も十分にご勘案いただき、ご審議いただければありがたいと思っております。今、急激な人口増加がありまして、私も区長になりまして、江東区が将来どうあるべきかということを日々考えております。特に、江東区のこれから一番大きな課題としては、長年住んでこられた方と、新しく江東区にこられた方つまり新旧住民の融和を、いかにして図るべきかということだと私は思います。非常に難しい課題ですが、そうした点も皆様にも審議の中で検討に入れていただければありがたいと思います。また、江東区の特徴は、いくつも挙げればきりがないと思いますが、一つにはゴミ戦争を経て長い間のゴミの問題を抱え続けて参りました。新江東清掃工場は日本一大きな清掃工場でありまして、日量1,800トン、有明にももう一つ工場がありまして、これは他区にはない状況です。ゴミ戦争以来の長年の課題がつい今月、区長会で負担の公平については金銭による解決が決定したところで、ゴミを燃やしてもらう区はその分を負担する、ゴミを燃やす、受け取る区はその分を金銭で受け取るというような、40年来の大きな江東区にとっての課題が解決し、一步前進し始めたのが今年です。そうしたことを考えると、江東区は、変わらず夢の島以降、ゴミの最終処分場を抱えている。このことも江東区にとっては大きな特徴であり、こうした課題を抱えながら進んでいかなければならぬのです。この点も江東区の特長であろうと思います。また、地形的には地盤の弱いところです。大震災が来たら被害がかなり見込まれるこの江東区は、宿命的な軟弱地盤の上に存在しているということも大きな特徴です。その代わりに多くの水辺を有している。隅田川・荒川、南が東京湾、内部には運河や内部河川が縦横に走っているというのは、これほど特徴のある水辺のある区は、他区には例を見ません。こうした意味で、私は、環境問題についても非常に関心を深めています。先だっての本会議でも申し上げましたが、今まではまちに緑を、つまり「グリーン・イン・ザ・シティ」というのはどこの行政も唱えていますが、将来10年後あるいは20年後30年後を考えた時に、私は、「シティ・イン・ザ・グリーン」にしなければいけない、緑の中の都市を作りたい、そういう強い思いも持っています。これは行政だけでできることではなく、区民一体となった一つの大きな

目標として考えていかなければならないと思っています。また、臨海副都心という大きな開発地を抱えていることも江東区の特徴の一つであります。港湾という港を抱える区でもあります。また、2016年の中のオリンピック開催地は来年10月に決まりますが、そうした夢も抱えている区でもあります。この点も江東区の大きな特徴であろうと思います。また、委員の皆様にもそれぞれ素晴らしいお考えや夢をお持ちだと思いますので、どうぞ委員の皆様の総力を挙げて、素晴らしい基本構想を策定していただきたいというのが私の心からの願いです。本日から今年の12月までという非常に限られた期間ではありますが、どうぞよろしく皆様のご協力をお願いし、区民にとっても皆がその目標に向かって歩めるような基本構想を策定していただきたいと、心からお願ひを申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

3. 委員及び幹事の紹介

■幹事

- ・ 続きまして、本審議会の委員を紹介させていただきます。資料3に委員名簿がございますのでご参照願います。また、恐れ入りますが、お名前を呼ばれた方はご起立のほどお願いいたします（委員を順次紹介）。
- ・ 次に、幹事の紹介をさせていただきます。幹事は、基本構想審議会条例に基づき、区長が職員から任命することになっておりまして、今後の審議会にも出席させていただきます。資料4に名簿がございますが、この26名が会務に従事させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。なお、資料4の2枚目以降に臨時幹事の名簿がございます。本日は出席しておりませんが、今後の審議の状況に応じまして、出席いたしますのでよろしくお願ひいたします。

4. 会長の互選

■幹事

- ・ 続きまして、会長の互選についてご審議願います。審議会条例第5条では会長は委員が互選すると定めています。皆様からのご意見、ご提言をいただきたいと存じます。

■委員

- ・ はい、私から会長のご推薦をさせていただきたいと思います。会長には青山委員を推薦いたします。青山委員は皆さんご存じの通り東京都の副知事としてご活躍されるなど、行政経験も豊富であり、現在も明治大学公共政策大学院教授として専門でいらっしゃる自治体政策・都市政策の分野を中心に幅広い活動を行っておられます。これから江東区についての語り合う審議会の会長として適任であると思いますのでご推薦させていただきます。

■幹事

- ・ ただ今、青山委員をご推薦したいというご意見がありましたら、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

■幹事

- ・ ありがとうございます。それでは、ご異議が無いようですので青山委員に会長をお願いしたいと存じます。早速ではございますが、青山会長には会長席にお着きいただきまして今後の進行をよろしくお願ひを申し上げます。

■会長

- ・ ただ今、会長に選出されました青山でございます。皆様のご協力をいただきましてこの審議会の円滑な運営に努めてまいりたいと思いますのでどうぞよろしくお願ひいたします。東京には 62 の区市町村がございますが、区議会で審議会条例を作つて基本構想を検討するという事になった場合に、審議会の委員構成はそれぞれの区市町村の考え方で構成されると思うんですけれども、審議会の中に東京都の幹部を今日は 4 人出席させていただいておりますけれども、こういう例は江東区ならではの事だと思います。それはやはり、私は純然たる民間人になって 5 年になりますけれども、東京都の職員として 36 年間働いて来た視点から言いますと、江東区が東京の区市町村の中で色々な意味で最も大切な区であるということの現れでもあろうかと思います。先ほど区長から話がありましたように私が都庁に入った時から言いますとちょうど 40 年余り前ですけれども、それ以来、先ほど区長が話された通り、江東区は、臨海副都心の開発が行われる以前の長い歴史の中で江戸時代以来、都心の一角としての機能を一貫して担つて來た。それでいながら住宅街の機能、工場地帯としての機能、そしてオフィス、あるいは人々が憩い集う機能を持っていまして、東京の中では区民が最も関心を持つ地域であるし、また同時に江東区がいいまちになると東京全体が非常にいいまちになるような大切な街だと思います。そういう基本構想審議会の一員に加えていただきましたのは私としては大変光栄でございますし、またこのあと、この審議会で答申をまとめれば、それを区議会で審議可決していただいて江東区基本構想になる。これからの方を考へた場合に非常に重要な審議会になると受け取っておりますので、私としても一生懸命やりたいと思います。どうぞ皆様のご協力をお願いいたします。

5. 会長職務代理の選任

■会長

- ・ それでは早速ですけれども本日初回の審議会でございますので、審議会を発足させるのにあたってのいくつかの手続きを決定させていただきます。まず、審議会条例がございます。この条例の第 5 条第 3 項で会長に事故がある時はあらかじめ指名する委員が職務の代理をすることになっております。私としましては前回の基本構想審議会委員でもあり地元江東区の東京海洋大学の教授でもいらっしゃる苦瀬委員にお願いしたいと存じますけれども皆さんいかがでしようか。

(「異議なし」の声あり)

■会長

- ・ ありがとうございます。それでは苦瀬委員に職務代理をお願いいたします。恐縮ですが席をお移り頂くようお願いいたします。それでは苦瀬委員からご挨拶をいただきたいと思います。

■会長職務代理

- ・ ただ今、会長職務代理という非常に重たい役を仰せつかりました東京海洋大学の苦瀬と申します。よろしくお願ひいたします。私 22、3 年前に東京海洋大学の前身であります東京商船大学にいましてそれ以来、江東区に住み江東区で働いております。もともと船の大学であったんですが、私は土木工学の出身で都市計画の勉強をしてきた者でございます。船はあまり得意ではないんですが、むしろこういう基本構想に関して少しでも役に立てればありがたいという風に思っております。職務代理として会長を補佐し、また委員の皆様方と一緒にすばらしい基本構想が出来ます様に努力したいと思っていますのでひとつよろしくお願ひいたします。どうもありがとうございます。

■会長

- ・ どうもありがとうございました。それでは次の議題に移ります。この審議会は地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づく区長の附属機関として設置された諮問機関でございます。ここで区長から諮問を頂きたいと存じますので区長どうぞよろしくお願ひします。

6. 諒問

■区長

- ・ 江東区基本構想審議会条例（平成 19 年 12 月江東区条例第 40 号）第 2 条の規定により江東区基本構想等に関する下記事項について貴会に諮問する。平成 20 年 3 月 31 日江東区長、山崎孝明。記、一、江東区基本構想について。二、江東区長期基本計画に盛り込むべき施策のあり方について。よろしくお願ひします。

(拍手)

■会長

- ・ ただ今、山崎区長から本審議会に諮問をいただきました。諮問の内容は二点でございます。一つは江東区基本構想について。二つ目は江東区長期基本計画に盛り込むべき施策のあり方について。以上の 2 点についてこれから審議会の委員の皆様にご審議をいただくという事になりますのでどうぞよろしくお願ひします。なお山崎区長は他の公務がございますのでここで退席なさいます。今日はどうもありがとうございました。

■区長

- ・ どうぞよろしくお願ひいたします。

7. 審議会の運営について

■会長

- ・ それでは、続いて審議会の運営についてご審議をお願いいたします。事務局から審議会の運営について案が出されておりますので案について事務局から説明をお願いします。

■幹事

- ・ 企画課長の谷口と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。それでは審議会の運営につきましてお手元に配付をさせていただいております資料5をご覧いただきたいと思います。江東区基本構想審議会の運営に関する取決め案につきまして事務局からのご説明をさせていただきます。この案は、主に会議の公開、傍聴の取り扱い、会議録の作成・公開について取り決めを行うものでございます。それでは資料に沿いましてご説明を申し上げます。ポイント等を申し上げますと、2番目にございます「会議の公開」という所がございます。審議会の会議はこれを公開するということで原則公開を考えてございます。ただし、例外的に江東区の情報公開条例で規定されている非公開情報に該当する場合、あるいは公正かつ円滑な審議が著しく阻害される恐れがあると認められる時には非公開とする事ができるということでございます。また非公開の決定方法について3に書かれてございますが、但し書きに該当すると認める時には会議に諮って会議の全部、または一部を非公開とする事が出来るというものです。また傍聴の取扱いについては、5番目に書かれてございます。基本的に傍聴を認めるということでございますが、傍聴者の定員は10名とする、ただし会長は審議会の会場等の都合によりその増減を認める事が出来るということでございます。本日この会場で会議を開催しておりますが、場合によっては別の会場で開催することも想定されますので、その会議場の広さ等によって変わってまいります。基本的には可能な限り傍聴を認めていきたいということでございます。その次からは、傍聴の手続きあるいは傍聴する事が出来ない方や傍聴者の遵守事項などについて記載しております。次は12番の会議録の作成につきまして、この審議会におきましては会議終了後すみやかに会議録を作成することになっております。また会議録の記載内容につきまして、13番目に記載されている通り、議題、議事概要、出席した委員の氏名、発言者及び発言内容その他会長が必要と認めた事項を記載させていただくものでございますが、(2)のように、基本的には会議録には発言者の氏名を記載せず、例えば会長あるいは委員、幹事といった区分、区別により記載を行うということでございます。また、ご発言された内容については、その要旨を記載するということでございます。また会議録の公開につきましては14番目にお示ししておりますが、作成した会議録は確定した段階で区のホームページに掲載をさせていただき、併せて江東区役所2階にございます情報ステーションにおいても閲覧出来るような形で公開していきたいということでございます。今申し上げましたように、会議の公開の関係、傍聴の取扱い、それと会議録の記載の方法につきまして、この案に対するご意見をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

■会長

- ・ ありがとうございました。ただ今、審議会の運営につきまして事務局から説明を受けま

した。この件につきましてご意見がありましたら承りたいと思います。

■委員

- ・ それでは審議会の運営について伺いたいと思います。今、事務局から資料に沿って説明がありました。会議の運営方法については、前回の審議会で今的基本構想を作成した時にどのような取り決めをして進められたのか、私は事前に前回の基本構想の議事録の内容に目を通して来ましたけれども、これを読むと前回も色々な議論があったようです。ただ、今のご説明では、前回の取り組みをほぼ踏襲していると感じましたが、この点について確認と変更等があったらお示しをいただきたい。

■幹事

- ・ 前回の取扱い等のご質問等でございますが、前回におきましても、今回ご説明を申しあげましたような内容で実施いたしました。会議の内容については原則公開でございます。また傍聴についても本日ご説明申し上げました内容と同じ内容で傍聴を認めております。また会議録についても今申し上げましたような発言者名の特定出来る氏名ではなく、委員、幹事といった区分で記載しており、前回におきましても、本日ご説明を申し上げた通りの内容を行っております。また、発言の要旨につきましては、基本的に要旨というよりもほぼ発言内容通りの会議録を作成し、原則的には公開し、出来るだけ多くの方に見ていただくようにしたいと思っているところでございます。

■委員

- ・ わかりました。それでは今回の示された事務局案は前回のものと同じであるという事だと思います。ただ法改正の問題等については 10 年前と社会情勢とか変わってきているのかなとそんな風にも思いますけれども、基本的に今の説明で了解いたしました。

■会長

- ・ はい、ありがとうございました。他にどうぞ。

■委員

- ・ 傍聴者の人数については、10 人となっているが、議会の方は 30 人まで拡大しておりますし、関心を持っていただける方が大勢いれば傍聴に来ていただきたいと思います。また、今回は、江東未来会議に参加した 150 人の方が既に色んな形で基本構想づくりに携わったという事を考えると、希望者が 10 人を超える場合があった時に、ここによりますと増減を認める事ができるとのことですですが、10 人を超えても会場の事情が許せば傍聴が出来るという対処は可能でしょうか。

■会長

- ・ はいどうぞ。

■幹事

- ・ 基本的に 10 名と申し上げますのは、例えばこの会場で申し上げますと、あちらの後ろの方に椅子がございますけれども、会場の広さ等で一定程度の人数に絞らざるを得ないということで 10 名と書いてございますけれども、10 名を多少超えた場合にも会場に余

裕があれば、傍聴の方を出来るだけ認めたいと思っております。

■委員

- ・ 結構です。

■会長

- ・ それではよろしゅうございますか。それでは、この運営に関する取決めにつきまして案の通りご了承いただいたということで、運営をさせて頂きます。従いまして、この取決めをただ今から発効いたしますので、本日傍聴希望者がいた場合は入室していただきます。どうぞ。

(傍聴者 3 名入場)

8. 小委員会の設置について

■会長

- ・ 次に小委員会の設置についてお諮りをいたします。審議会条例第 8 条で会長は必要があると認める時は審議会に諮り小委員会を置くことが出来ると定められております。そこで会長としましては、基本構想の審議については、この審議会では委員全体で審議を行う事を強調いたしますけれども、しかし、今後、例えば答申の表現の問題や、案の作成、審議内容の整理といったことでこの条例に定められているような小委員会を設置していくことが、限られた期間の中で効率的に会議運営を進めるためには必要と考えます。そのため、この小委員会を設置したい。また、答申案の起草や次回会議で示す案の作成などある程度専門的な作業も想定されます。従いまして、この小委員会には学識経験者としてこの委員会に参加していただいた委員の方にお願いしたいと考えますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

■会長

- ・ はい、ありがとうございます。それでは小委員会の設置につきましてはご承認いただいたということで取扱いをさせていただきます。早速、小委員会を設置させていただきます。では次にこの審議会で今後審議をして行く上で共通認識が必要だと考えられる平成 11 年度に策定された現在の江東区基本構想について事務局から説明をしていただきます。

9. 江東区基本構想（平成 11 年 3 月策定）について

■幹事

- ・ 資料 6 でございますけれども、平成 11 年の 3 月に策定されました江東区基本構想の原本を皆様にお配りさせていただいております。その 1 ページ目に A4、1 枚分の資料を入れております。そちらをご覧いただきたいと思っております。今後、皆様に新しい基本構想についてご議論いただくわけでございますけれども、参考として現在の基本構想

がどのような構成で出来上がっているか、今後議論なさる上でのイメージとしてご理解をいただければと思ってございます。まず、現基本構想の中で、江東区の将来像という事で、「伝統と未来が息づく水彩都市・江東」というキャッチフレーズを掲げております。また基本理念という事で、「人間性の尊重」、「自立と交流・連携」、「地域性の重視」という三つの理念を掲げております。また現基本構想が想定しております 21 世紀初頭における三つの課題として「伝統に支えられた下町文化の継承と発展」、「少子高齢社会への備え」、「安全で快適な都市基盤づくり」を示してございます。そこで 21 世紀の江東区づくりの目標という事で「創造…心豊かな生活と文化を創造するまち」、「安心…ともに支えあい安心して健やかに暮らすまち」、「調和…快適な生活を支える調和と魅力のあるまち」という三つの目標を定め、その実現に向けて三つの施策の大綱を作っております。一つ目の施策は、「創造と交流」という大きな柱を立て、この中には「豊かな心を育む生涯学習の推進」ほか四項目を示してございます。また二つ目の大きな柱として、「支えあいと安心」を立て、これには「地域福祉の推進」ほか三項目を掲げております。三つ目の大きな柱として「躍動と調和」を掲げ、「計画的なまちづくりの展開」ほか三項目を掲げております。また、これら三つの大きな柱を実現していくための環境整備ということで、「基本構想の実現に向けて」ということで、「自立した区政の確立」ほか 5 項目について施策項目を挙げております。従いまして、これからご議論いただくイメージといたしまして、将来像、基本理念、平成 30 年くらいを目標年次として施策の大きな柱を立てるという施策の大綱までを基本構想審議会でご議論いただきまして、12 月の答申に向けて積極的なご議論をいただければと思っております。以上でございます。

■会長

- ・ ありがとうございました。ただ今の説明につきましてご質問等ありましたらどうぞお出しください。大丈夫ですか。

10. 審議会スケジュールについて

■会長

- ・ それでは今後の審議日程につきましてスケジュールの案が事務局から出されております。これについてご説明をお願いします。

■幹事

- ・ それでは資料 7 をご覧いただきたいと思います。江東区基本構想審議会のスケジュールの案でございます。今日第 1 回目を開催させていただいております。今後の予定につきましては、今年 12 月に答申を頂きたいということで、その間、ご議論をいただく予定でございます。また、資料には記載されておりませんが、12 月に答申を頂きました後、来年 21 年の第 1 回定期例会で、この新しい基本構想について議会の議決を頂くというスケジュールでございます。また今年の 9 月頃には、中間のまとめを伺わせていただく予

定でございます。この中間のまとめが出た段階でパブリックコメントと説明会を実施し、多くの区民の方々から意見をいただくこととしております。こうしたご意見等をふまえて12月の審議会で答申をいただきたいと考えております。また、日程につきましては、30名という多くの、またお忙しい方がいらっしゃるということで、出来るだけ日にちをあらかじめ決めさせていただきたいと思っております。従いまして、6月までの予定として、出来ましたら第2回を4月24日、第3回を5月15日、この回は区内の視察を考えてございますが、第4回目を5月30日、第5回を6月30日と日程を決めさせていただければと思っております。また7月から12月までの日程については、次の会議でまたお示ししてご議論いただければと思っております。また後ほどご説明させていただきます「江東区の現況と課題」等について、2回目以降に実質的なご議論をいただければと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。以上でございます。

■会長

- ・ はい、ありがとうございました。今スケジュール、日程につきまして説明がありました
がこれについて質問・ご意見等ございますか。

■委員

- ・ 日程の中で日にちと曜日は決まっているが、時間は書かれていません。江東未来会議に参加された150人の皆さんの代表者の方は、これまで平日の夜間に議論された方々の代表だと思っております。そういう関係で、是非夜間にも、未来会議に参加した方が傍聴出来る機会をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

■幹事

- ・ 第5回まで日程を申し上げましたが、視察も含めて、今のところ基本的に午後の開催を考えているところでございます。またご指摘の夜間の開催についても、今後会長と相談させて頂きながら、検討していくかと思っております。

■会長

- ・ よろしいですか。相当きつい日程で12月までお付き合い頂くことになるかと思いますけど、どうぞよろしくお願ひいたします。他に事務局から説明、補足連絡等ございましたら。

1.1. 配付資料について

■幹事

- ・ それでは本日お手元の方に配付させて頂いております資料の関係で若干補足をさせていただきたいと思います。まず、<資料8>「江東区の現況と課題」の目次をご覧いただければと思います。非常に分厚い資料ですが、この目次で、江東区の現況と課題は、「子育て・教育」、「産業・生活」、「健康・福祉」、「まちづくり・環境」、「行財政運営・協働」の5分野から成り立っております。この分野については、次回以降それぞれの所管の部課長からご説明し、ご議論いただく内容の資料でございます。次が<資料9-1

>、<資料9－2>の「江東区の将来人口の推計」につきましては、平成32年度に江東区の人口が約58万7千人と出ておりまして、これについても今後のご議論いただくものでございます。<資料10>の「江東区民意識意向調査」につきましては、昨年の11月から12月にかけて、江東区在住の20歳以上の男女の方を対象に約3,000人の方にアンケートをさせていただいたものの集計と結果でございます。<資料11>は今月3月13日に区民の公募の方150名の参加をいたいた未来会議提言書がまとまつたものです。今申し上げました資料に基づきまして、次回以降ご説明し、ご議論いただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。以上でございます。

■会長

- ・ それでは先程の事務局の説明等につきまして、ご質問ご意見等は。
- ・ なしのようです。ありがとうございました。

12. 閉会

■会長

- ・ それでは、本日の審議会は審議会としてのルール等を定めるということを目的として開かれましたけど、目的を達しましたので本日はこれで終了いたします。次回は4月24日（木）午後2時から行いますのでどうぞよろしくお願ひいたします。
- ・ それから、このあと早速小委員会を開催したいと存じますので、恐縮ですが学識経験者委員の方はお残り頂きたいと思います。それでは今日はこれで終わります、どうもありがとうございました。

以上